

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取組み（見える化）

○ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算とは

「コロナ克服・新時代開拓のための救済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、障害福祉（介護）職員の収入を3%程度引き上げるための措置として、令和4年2月から9月までの間で実施された臨時特例交付金による効果を継続する観点から、10月より行う取組みである。支給方法は一時金支給となる。

1. 賃金改善の対象となるグループ分け

・ Aグループ 経験・技能のある福祉人材

要件：①介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

②勤続年数（前歴経験年数を通算、起算日4月1日）10年以上

・ Bグループ Aグループ以外の福祉人材、看護師

・ Cグループ その他の職種

2. 配分比率（令和4年10月～）

賃金改善平均額については、A : B : C = A > B 1 : 0.5 の配分比率

○ 事業所及び事業別交付率

事業所名	提供サービス	交付率
白鳩学園育成館	生活介護 就労継続支援B型 施設入所支援 短期入所	月報酬の 1.1% 1.3% 2.8% 2.8%
白鳩学園育英館	生活介護 就労継続支援B型	月報酬の 1.1% 1.3%
白鳩老人グループホーム	共同生活介護	月報酬の 2.3%

※ 月報酬は処遇改善・特定処遇改善加算を含まない

○ 具体的取組み内容

分類	内容
資質の向上	・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する受講支援
労働環境・処遇の改善	・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実 ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気付きを踏まえた勤務環境やケア内容
その他	・非正規職員から正規職員への転換 ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上